

■ Article (vol. 76) ■ .....

外れ馬券の必要経費性と馬券払戻金の所得区分

～通達の画一的な運用による誤った法解釈を背景として～

平成25年5月23日大阪地裁判決 Z999-9119

(有罪、懲役2月、執行猶予2年)(控訴)

税理士 朝倉洋子

はじめに

平成25年5月23日、毎日、読売、朝日ほか各社の夕刊は、一斉に、競馬の払戻金について脱税したとして会社員が刑事告発されていた事件について、外れ馬券の経費性を初めて認めた大阪地裁の判断を大きく報じた。

この事件は、脱税したとされる金額について、28億7000万円分の馬券を購入し、約1億3000万円分の当たり馬券で、約30億1000万円の配当を得たとして、過去3年間で約5億7000万円を脱税したと報じられ、被告人は「一生かかっても払いきれない。」と訴えていることなどから、担税力の面でも世間の耳目を集めたが、通達の画一的な運用による誤った法解釈の問題、外れ馬券の購入費用と払戻金との間における費用収益の対応関係の問題、所得区分の問題など多くの論点について話題を提供するものであるので紹介する。

I 事案の概要

この事件は給与所得のほか、競馬の勝馬投票券の払戻金により収入を得ていた被告人が、平成19年分から平成21年分までの総所得金額及び所得税額は、下記のとおりであるのに、それぞれ所得税確定申告書を提出しなかったとするものである。

| 年 分    | 総所得金額 (円)     | 所得税額 (円)    |
|--------|---------------|-------------|
| 平成19年分 | 374,200,132   | 145,629,100 |
| 平成20年分 | 696,948,779   | 274,881,500 |
| 平成21年分 | 388,363,205   | 151,230,500 |
| 計      | 1,459,512,116 | 571,741,100 |

II 争点

判決要旨によれば、この事件の主要な争点は、次のとおりである。

1. 本件における馬券の払戻金に係る所得は一時所得か雑所得か、
2. 「その収入を得るために支出した金額」又は「必要経費」として控除すべき金額の範囲、
3. 所得税法241条所定の「正当な理由」の有無及び可罰的違法性ないし期待可

能性の有無

### Ⅲ 裁判所の判断

#### 1. 馬券購入行為から生じた所得の所得区分について

(1) 被告人は、平成16年から平成21年にかけて、全競馬場の新馬戦及び障害レースを除く全てのレースにおいて馬券を購入した。競馬開催日1日当たり数百から多いときには1000を超える買い目について馬券を購入し、その購入金額は1日1000万円以上に上ることがほとんどであり、その結果、平成19年度から平成21年度の3年間で馬券購入金額は合計28億円を超えている。

また、被告人は、特定のレースにおいて特定の買い目を当てることによって利益を出すのではなく、日本中央競馬会(JRA)のインターネットサービスを使って、本件ソフトを用いることにより、ほぼ全てのレースにおいて無差別に、専ら回収率に着目して過去の競馬データの分析結果から導き出された一定の条件に合致するものとして機械的に選択された馬券を網羅的に購入することで、長期的観点から全体として利益を得ようと考え、実際にもそのような方法により馬券を購入し、現に5年間にわたって毎年多額の利益を得てきた。

さらに、被告人がこのような方法によって馬券を購入したことは本件ソフトのデータや銀行取引履歴の形で記録されており、馬券購入行為が大量かつ継続的、機械的なものであったことは客観性を帯びた事実である。

被告人の本件馬券購入行為は、競馬を娯楽として楽しむためではなく、むしろ利益を得るための資産運用の一種として行われたものと理解することができる。

(2) 被告人の本件馬券購入行為は、一般的な馬券購入行為と異なり、その回数、金額が極めて多数、多額に達しており、その態様も機械的、網羅的なものであり、かつ、過去の競馬データの詳細な分析結果等に基づく、利益を得ることに特化したものであって、実際にも多額の利益を生じさせている。

また、そのような本件馬券購入行為の形態は客観性を有しており、その馬券購入行為は娯楽の域にとどまるものとはいえない。

以上を総合すると、被告人の本件馬券購入行為は、一連の行為として見れば恒常的に所得を生じさせ得るものであって、その払戻金については、その所得が質的に変化して源泉性を認めるに足りる程度の継続性、恒常性を獲得したものであるから、所得源泉性を有するものと認めるのが相当である。

したがって、被告人の本件馬券購入行為から生じた所得は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」には該当せず、一時所得に当たらないというべきである。

(3) よって、本件馬券購入行為から生じた所得は、利子所得、配当所得、不

動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得に該当しないことはもちろんのこと、一時所得にも該当しないことから、雑所得に分類される。

## 2. 本件における必要経費の範囲

当たり馬券の購入費用が払戻金を得るために「直接に要した費用」として必要経費に当たることは明らかである。

被告人の本件馬券購入方法からすれば、本件においては、外れ馬券を含めた全馬券の購入費用は、当たり馬券による払戻金を得るための投下資本に当たり、外れ馬券の購入費用と払戻金との間には費用収益の対応関係があるというべきである。もっとも、外れ馬券の購入費用は、特定の当たり馬券の払戻金と対応関係にあるというものではないから、「その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」として必要経費に該当する。

## 3. 本件無申告に至る経緯等

本件においては、確かに、被告人が馬券の払戻金に係る所得について確定申告を行わなかったことの一因として、国税当局による通達の画一的な運用によって誤った法解釈がなされれば過大な課税がなされることとなる状況にあったことが挙げられる。

しかし、平成17年以降の被告人の態度からすれば、被告人は、過大な金額の課税がなされることに対する不安もさることながら、実際には申告しなければ馬券購入による所得には課税されないであろうという予想の下、過大な課税がなされると分かっているにもかかわらず申告する必要はないという判断も少なからずあって、確定申告を行わなかったものといえる。

## 4. 過大な税負担等との関係

税額が現時点における自己の支払能力を超えるほどに多額になることが予想されるからといって、被告人に申告義務の履行を求めることが直ちに酷であるとはいえない。そして、被告人は、雑所得としてであっても本件馬券の払戻金に係る所得について申告する義務を負っていたのであり、自己の見解に従って申告した上で誤った課税処分に対しては審査請求等や裁判により是正を求めることができたのであるから、国税当局の見解の誤りや税額の過大負担を理由に申告義務を果たさないことが許されるものではない。

そして、被告人自身も、本件当時から、本件馬券の払戻金に係る所得について申告義務があることを十分に認識しており、また、国税当局の見解に異論があれば裁判等により主張して是正を求めることが可能であることについても理解していた。

#### IV コメント

この事件は、行政事件とは異なり、税を遁脱したとされる金額が際立って多額であったことから、脱税事件として刑事告発された事件である。

被告人が無申告であった経緯については、国税当局による通達の画一的な運用による誤った法解釈がなされれば、担税力を無視した過大な課税が行われることとなる状況にあったことも指摘されている。

また、外れ馬券を含めた全馬券の購入費用については、当たり馬券による払戻金を得るための投下資本に当たり、外れ馬券の購入費用と払戻金との間には費用収益の対応関係があると明快に判断を示したことは、ネット上で馬券を購入する競馬ファンが累増している現在の状況にも配慮した初めての判決として高く評価したい。

しかし、一方では、ネット上で購入すれば容易に捕捉されるであろうことを予見し、場外馬券売場で継続反復かつ高額に購入している者については、把握できないのであって、課税の公平の面からは残された問題がある。

この事件の被告人は、告発された本件刑事事件とは別に、課税処分について異議申立て、審査請求を経て行政事件を提起しており、別件訴訟において前述の「国税当局による通達の画一的な運用による誤った法解釈」がどのように裁かれることとなるか、注目されなければならない。

別件訴訟については、既に、審査請求において結論が示されている模様であるが、刑事告発された後、審査請求中の段階における担当弁護士のホームページ「競馬の勝馬投票券に対する配当に高額な課税がなされている件についての担当弁護士からのご説明」が詳しいのでこれを参照していただきたい。

<http://www.k-nakamura-law.jp/publications20121129.html>

以上